

学校法人享栄学園
鈴鹿大学短期大学部
機関別評価結果

令和5年3月10日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

鈴鹿大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 享栄学園
理事長	箕輪田 晃
学 長	長澤 貴
A L O	乾 陽子
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	三重県鈴鹿市郡山町 663 番 222

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活コミュニケーション学科	食物栄養学専攻	40
生活コミュニケーション学科	こども学専攻	50
	合計	90

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

鈴鹿大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和3年7月27日付で鈴鹿大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、実社会で役立つ教育をモットーとし「誠実で信頼される人に」としている。建学の精神と教学における行動指針が記載されているクレドを作成し、教職員に周知している。教育・研究成果を地域に還元し、学びの場を提供することを目的として、子どもから大人までを対象とした公開講座を実施している。

教育目的は、建学の精神に基づいて定めている。学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、各実習を通して毎年点検を行っている。教育目標は、建学の精神のもと「あてになる人物になろう」、「働くことの喜びを知ろう」、「全力をふるって事にあたる体験をもとう」、「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」、「正しく日本を愛し、国民的視野を広げる人になろう」としている。

学習成果は、建学の精神・教育目標の実現を目指し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの各段階で点検されている。三つの方針は、教授会の議を経て関連づけて一体的に策定されている。自己点検・評価は、規程を整備し、観点に沿った組織的な取り組みを行い、内部質保証を担保している。建学の精神・教育目的と目標、自己点検・評価報告書、三つの方針は、学内外に公表されている。

自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価活動が行われている。教育の質保証として、教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルを回している。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。教育課程編成・実施の方針を定め、授業科目の編成は専門科目を6分野に分け、総論から各論に進むように編成している。職業教育として、こども学専攻では、学内施設で開催する「子育て広場すずちゃん」に学生が参加し、地域の子供と触れ合うことで、実践力を培っている。

学習成果の測定・評価は、試験を中心に行うとともに、授業評価アンケートを実施し、教育内容の改善を図っている。また、学習成果を科目ごとにシラバスに明記し、獲得状況は、量的・質的データにより測定している。卒業後評価の取り組みとして、卒業生の就職先に聴取し、教育課程に反映している。入学者受入れの方針は、学生募集要項やウェブサイト等で学内外に公表し、多様な選抜を公正かつ正確に実施している。

入学予定者に入学前教育を提示し、入学後「鈴鹿大学アカデミックアドバイジング(SAA)」や「履修カルテ」等のプログラムを用い、学習成果の検討を行っている。奨学金制度、留学生教育支援センターの配置、障がい者対応の構内バリアフリー化の実現等、学生生活に対して多面的に支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員は適正に配置され、採用や昇任は各規程に基づいて行われている。専任教員は研究等を行う環境が確保されている。事務組織では責任体制を明確にし、専門的な職能を有し、研修等で研鑽している。労務、FD・SD活動等、観点に沿って定められるべき諸規程を整え、防災対策、情報セキュリティ対策も講じられている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。各施設・設備、機器・備品等を整備し、適切に維持・管理されている。定期的に災害避難訓練を実施している。加えて省エネルギー対策も行われている。技術的資源は、全学的な観点から予算化し、整備している。Wi-Fi アクセスポイントの増強を実施し、キャンパス内のあらゆる場所でインターネットに接続することが可能となり、学習環境を充実させている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

短期大学の将来像は、「中期事業計画 Action2021～2025」で示し、単年度事業計画と予算について教授会で周知し、危機意識を共有するとともに、教職員全員で取り組むことを確認している。ウェブサイトにて経営情報を公開している。

理事長は、リーダーシップの下、寄附行為に基づいて理事会を開催し、意思決定機関として適切に運営し、その業務を総理している。諸規程は整備され、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として教職員を統督している。また、その権限と責任において教授会を定期的で開催し、各意見を参考に判断しリーダーシップを発揮している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、理事会、評議員会に毎回出席して意見を述べている。

評議員会は、寄附行為に基づき組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育情報及び私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 教室に建学の精神を掲示し、学生にはガイダンス以外に卒業必修科目「総合演習」の授業で、建学の精神に関する内容を取り入れており、認知させている。教職員には行動指針となるクレドを定め、建学の精神を日々の活動にどのように反映させるかを示し、かつクレドを常に携帯させ意識の定着を図っている。
- こども学専攻では、地域の親子が参加する「子育て広場すずちゃん」の活動を行っている。この活動は、学生が地域の親子とかわり、学生の保育の実践力を醸成する場になっており、地域から高い評価を受け、地域の活性化にも繋がっている。
- 地域文化の向上と産業への発展に寄与するため、教育研究連携、学生交流、高大連携・自治体との官学連携、企業との産学連携を活発に行い、かつそれぞれの自治体や機関・企業と協定を締結している。また、地元就職する卒業生が多く、これらの協定による取組みが実際の教育の現場に落とし込む仕組みができています。
- 教育目標のひとつに「全力をふるって事にあたる体験をもとう」とある。スポーツ競技・レシピ開発・イベント開催等の学外実習や地域連携活動を通して、学生の一生懸命に取り組む姿勢を学外に示す事で、教育目標の「全力をふるって事にあたる体験」の意義を伝える機会創出となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 食物栄養学専攻の効果的と判断された授業科目において、クォーター制を導入し、1セメスターを16週として、8週×2回の運用をしている。これにより、前半は講義を中心とし、後半は実習系科目を配置するなど、学生が効果的・集中的に学べる環境を整備し、工夫している。
- 短期大学が立地する地域の行政、伝統芸能、衣住、食文化などを学ぶ「鈴鹿学」という授業科目を設置し、卒業必修科目としている。この授業では、鈴鹿市の地域のことを知り、学生が地域のことを主体的に考えることで、卒業後に地域に貢献できる人材になり得るよう教育している。
- 成績評価は、縦軸に評価指標、横軸に評価基準を明記したルーブリック（学習到達評価尺度）を用いている。評価項目ごとに達成度を評価に替え、学生のパフォーマンスを確認することで、各科目間のばらつきを抑制している。これにより、成績評価の基準が明確になり、標準化した判定を可能としている。

- 入試広報キャリア課職員や教員が卒業生の全ての就職先にて聴き取りを行い、卒業生に対する評価を聴取している。お礼状とともに調査書の送付を行い、実習巡回時に聴き取りを実施するなど、状況の変化に対応し、継続的に卒業生の進路先からの評価を聴取している。

[テーマ B 学生支援]

- 「鈴鹿大学アカデミックアドバイジング (SAA)」により、定期的な面談の実施、学生の早期の躓きの発見など、学生を支援する体制を確立している。この取組みが、退学者の減少、進路・就職の決定率の高さなどに寄与している。全学的に一貫した学生支援体制が整備されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 職員全体での研修のほか、課ごとに研修会を実施している。経験の浅い教務・学生支援課の職員が履修業務や奨学金等の研修会に参加することで、専門知識の向上や担当業務の効率化も図ることができている。さらに、短期大学が認める外部研修費用は予算化し、短期大学負担で受講できる体制も整えている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数について、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期に履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「中期事業計画 Action2021～2025」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

実社会で役立つ教育をモットーとし、誠実さを基として教育の場で培った信頼感を社会に広げたいと願ひ、建学の精神を「誠実で信頼される人に」としている。各教室にも建学の精神を掲示し、教職員においては、建学の精神と教学における行動指針が記載されているクレドを制定し、常時携帯を励行している。このように学生・教職員ともに建学の精神を絶えず意識できる環境を整えている。

教育・研究成果を地域に還元し、また学びの場を提供することを目的として、子どもから大人までを対象とした公開講座を実施している。一般親子を対象とした音楽イベントや子育て支援事業であるこども広場「子育て広場すずちゃん」を企画し、在学する学生の主体的な活動として、地域・社会に貢献している。また、地域文化の向上と産業への発展に寄与するため、地域の多くの機関や自治体と積極的に連携している。

短期大学の教育目的を建学の精神に基づいて定めるとともに、学科及び専攻課程ごとの教育目的・目標を定めている。教育目的・教育目標は「キャンパスガイド2021」やウェブサイト学内外へ公表している。教育目標は、建学の精神に基づいて「あてになる人物になろう」、「働くことの喜びを知ろう」、「全力をふるって事にあたる体験をもとう」、「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」、「正しく日本を愛し、国民的視野を広げる人になろう」としている。

学習成果は、建学の精神である「誠実で信頼される人に」を実現するために、卒業認定・学位授与の方針に基づいて定められている。学科及び各専攻課程の教育目的を明確に示し、各専攻課程の卒業認定・学位授与の方針と授業科目の関連性をシラバスに記載している。また、自己点検・評価報告書を毎年作成する際に学校教育法に基づいて学習成果の点検を行っている。

三つの方針は、組織的に議論し、教授会の議を経て策定を行い、それぞれが関連付けられて一体的に定められている。建学の精神、教育目標、学習成果、三つの方針、及び自己点検・評価報告書は、学内外に公表している。

学則に基づき、自己点検・評価活動のため自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会が中心となって活動を行い、報告書作成業務は、教職員全体が関わり、執筆・修正・確認などの業務を通して定期的な点検・評価が行われている。また、入試広報キャリア課と短期大学が連携し、高等学校訪問等で意見や提案を聞きとり、自己点検・

評価活動に取り入れるなど、大学運営全体で内部質保証に取り組んでいる。

教育の質保証として、授業評価アンケートの結果に基づいて授業の改善を図り、教育の向上・充実に向けた PDCA サイクルを回している。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。また、卒業認定・学位授与の方針は、ほかの 2 つの方針との一体化を念頭に、学力の三要素と SDGs の観点から定期的に点検している。

教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程の編成に当たって、専門教育科目を 6 分野としている。また、履修単位数が偏らないようにクォーター制を導入して履修単位数の平均化を進めており、1 セメスター 24 単位以内を実現している。しかしながら、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

教養教育として、総合科目「鈴鹿学」を併設大学と合同で開講している。他学部の学生とも協働して地域を学び、地域でのキャリアを考える機会を創出している。

職業教育として、こども学専攻では、学内施設で開催する「子育て広場すずちゃん」に学生が参加し、地域の子供と触れ合うことで実践力を培っている。

入学者受入れの方針を学生募集要項やウェブサイト等で学内外に公表している。アドミッションオフィサーを置き、多様な選抜を公正に実施している。

学習成果は、各授業科目のシラバスに公表し、学生からの授業評価を受けて改善を行うサイクルが構築されている。また、成績評価、GPA、免許・資格取得状況、ポートフォリオ、ルーブリック等を活用し、査定及び測定を行い、各学生の学習成果獲得状況を把握している。

卒業生の進路先からの評価は、就職先全てに訪問し、就業状況について聴取し評価を収集している。また結果を教職員間で共有し、卒業生の学習成果を毎年確認するとともに、在学生のキャリア教育に活用している。

「鈴鹿大学アカデミックアドバイジング (SAA)」を用いて、定期的な面談を行い、早期に学習状況を把握し、学習の躓き等に対処している。また、学期の終了時には「履修カルテ」を用いた学びの振り返りを行い、学習支援を行っている。

教員は、授業の評価方法や到達目標を示した上で、学習成果を適切に評価している。また、複数の教員が担当する授業科目も意思疎通が図られ、適切な評価がされている。事務職員は、教務・学生支援委員会に出席し、教育目的・目標の達成状況について理解し、事務処理を通じて学生の学習成果の達成状況を把握し、成績記録等を規程に基づき適切に管理している。

入学予定者に対し、入学前教育を提示している。入学・進級時のガイダンスでは履修指導をし、授業計画や到達目標の確認や解説を行うなど、学習支援をしている。また、学習成果の検討を行い、PDCA サイクルを確立し、学生間の進度の違いに配慮した個人指導を行っている。留学生に対しては、留学生教育支援センターを置き、生活支援及び学習支援

を行っている。

学習成果の獲得状況の指標である授業評価アンケートの結果をもとに、学習支援方策の検討も行っている。学生支援は、教員による教務・学生支援委員会と職員による教務・学生支援課員が中心に学生生活全般の支援を行っている。障がい者の受入れに関しては、構内のバリアフリー化を実現している。就職支援は、教員と入試広報キャリア課職員が連携して活動し、サポート体制を整えている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員を適正に配置し、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の職位は、規程に基づき資格審査を行っている。教員の採用は短期大学設置基準に基づき適切に行われ、非常勤教員は教育課程編成・実施の方針にしたがい配置し、採用・昇任は規程に基づいて適切に行われている。

教員の研究業績はウェブサイト公表されている。専任教員は外部研究費を獲得している。研究費は規程に基づいて適切に管理・運営している。また、研究活動に関する規程が整備され研究倫理を遵守するための研修会を実施し、紀要を毎年発刊し、研究成果を発表している。FD活動は規程に基づき、全教職員参加による研修会を実施している。

事務規程が整備され、職員は専門的な職能を有し、責任体制を明確にしている。課ごとに独自のSD研修を実施し、課員の資質向上に努めている。教職員の就業に関する規程が整備され、運用されている。規程は閲覧でき、改定は周知され、就業規則の変更は適切に届け出ている。職員の労働時間は適切に管理され、教職員は出勤簿の押印により管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、校舎はバリアフリー化されている。教育課程に基づく授業を適切に行うための講義室・演習室・実習室を設けている。図書館は併設大学と共用であり、面積及び蔵書数は適切である。体育館は適切な面積である。

施設設備などの維持管理に関する規程が整備され、適正な管理をしている。避難訓練では、避難経路・避難場所の確認を行うなど、安全な環境保持ができています。省エネルギー対策が行われている。

技術的資源は、全学的な立場から予算化し、実行している。令和3年度入学生から、ノート型パソコン必携化の導入とWi-Fiアクセスポイントの増強を実施し、学習環境を充実させている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「中期事業計画 Action2021～2025」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育目的、目標を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。寄附行為に基づき各所属の運営状況を把握し、学校法人の代表

として、その業務を総理している。毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事による監査を受け、理事会において決算及び事業報告書について決議し、その実績を評議員会に報告して意見を求めており、適切に業務を執行している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、適切に運営されている。学校法人及び短期大学の運営に関する必要な規程は整備され、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。教授会を規程に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営し、学習成果を獲得するための教学運営体制を確立している。学長をはじめとする管理職で構成される経営教学ミーティングでは意見交換を行い、その権限と責任において短期大学の適切な運営に関する最終的な判断を行っている。また人事計画に基づき、各学科・専攻課程・事務組織に適切な教職員を配置し、統督することで教学運営に努めている。教授会議事録は適切に整備している。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に毎回出席し、意見を述べている。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に定められた教育情報及び学校法人の情報をウェブサイトで公表・公開している。